

# 養父市農業委員会

## 第23回会議録

令和3年8月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第23回会議録

1. 開催日時 令和3年8月24日（火曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第74号 農用地利用集積計画の承認について

議案第75号 非農地証明について

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

### 報告事項

報告① 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員（12名）

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

### 5. 欠席農業委員（1名）

10番 北本健一郎

### 6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : ただいまより第 23 回農業委員会総会を開会いたします。  
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 改めまして、こんにちは。今日も鬱陶しい天気が続いております。田んぼがなかなか乾かず、太陽が待ち遠しいです。午前中からの現地確認、ご苦労様でした。今日は、案件が多くないですが、慎重審議をお願いします。

事務局 : 初めに会議の成立について御報告をいたします。本日の出席は農業委員 13 名中 12 名の御出席です。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することになっていますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。先ほど申し上げましたように、推進委員さんは欠席ということでございます。

それでは、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に、会長が総会の議長になり議事を整理すると規定されておりますので、谷垣会長にお願いをいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。今日は、13 番の圓山農業委員と 1 番の秋山農業委員をお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。議案第 74 号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1 ページを御覧ください。議案第 74 号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和 3 年 9 月 1 日を予定しております。

1 番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が 19,425 平方メートル、23 筆、畑が 689 平方メートル、2 筆、合計面積は 20,114 平方メートル、25 筆です。利用権の設定を受ける戸数は 9 戸、利用権を設定する戸数は 6 戸となっております。

2、設定する利用権の概要。利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。使用貸借権が 17 筆、9,997 平方メートル、全て新規です。解除条件付使用貸借が 6 筆、9,430 平方メートル、賃借権が 2 筆、687 平方メートル、全て新規となっております。利用権の始期につきましては公告日からで、契約年数別に見ますと、4 年契約が 8 筆、8,060 平方メートル、5 年契約が 5 筆、9,632 平方メートル、9 年契約が 11 筆、1,802 平方メートル、10 年契約が 1 筆、620 平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。また、番号 5 番から 8 番が一般法人による解除条件付使用貸借、番号 10 番が農地中間管理事業を活用したものです。転貸を受ける耕作者を備考欄に記載をしております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第 74 号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 75 号、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 6 ページを御覧ください。議案第 75 号、非農地証明交付申請の承認についてです。番号 1 番から 9 番までは復旧治山事業を行うため保安林指定を指定するもので、同一箇所による申請となっておりますので、まとめて説明をさせていただきます。

申請番号 1 番、養父市浅野の土地 2 筆、合計面積は 2,174 平方メートル、所有者は浅野区です。

申請番号 2 番、養父市浅野の土地 2 筆、面積が 1,490 平方メートルです。所有者は養父市浅野の方と豊岡市出石の方 2 人、持分 3 分の 1 の共有名義となっております。

申請番号 3 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積が 46 平方メートル、所有者は養父市浅野の方です。

申請番号 4 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積は 343 平方メートル、所有者は養父市浅野の方です。

申請番号 5 番、養父市浅野の土地 3 筆、合計面積は 802 平方メートルです。所有者は豊岡市出石町の方です。申請番号 6 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積が 1,117 平方メートルです。所有者は養父市浅野の方です。

申請番号 7 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積が 757 平方メートル、所有者は養父市大塚の方です。

申請番号 8 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積が 327 平方メートル、所有者は養父市浅野の方です。

申請番号 9 番、養父市浅野の土地 1 筆、面積が 383 平方メートル、所有者は養父市浅野の方です。非農地の事由といたしましては、森林の様相を呈しており、現況地目に合わせるため地目変更することが目的です。関連ページ

は12ページから27ページです。

申請番号10番、関宮の土地1筆、面積は16平方メートル、所有者は西宮市の方で、非農地の事由としましては、20年以上前から宅地として使用しており、現況の地目に合わせることが目的です。関連ページは28ページから32ページです。

申請番号11番、関宮の土地3筆、合計面積が599平方メートルです。所有者は養父市関宮の方で、非農地の事由としましては、昭和40年頃から宅地、墓地、原野になっており、現況の地目に合わせることが目的です。関連ページは33ページから39ページです。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

番号1番から9番につきましては、治山事業に伴う保安林指定が目的の案件ですので、関連していますから一括して審議をいたします。番号1番から9番の浅野の件について、担当農業委員の説明を求めます。

6番、奥藤農業委員。

奥藤委員：6番です。今朝ほど、現地のほうに立会いをお願いいたしました。立会いの方に見ていただいたとおり、現況は原野ということでございまして、今回、治山事業がもう既に進んでおります。治山堰堤も一部できておりまして、その前に既に非農地の証明に伴う同意書も行政のほうが取られたということで聞いております。そのまま非農地化していただいても別に何ら問題がないというふうに思いました。以上でございます。

議長：続いて、現地調査委員の説明を求めます。2番、山根農業委員。

山根委員：2番、山根です。午前中、地元委員のおっしゃるとおり現地確認に行ってみました。13ページのこれ見てもらったら一番よく分かると思うんですけども、この赤枠のそこには、はっきり言って現地には行けませんでした。その手前の橋のほうから、こちらから目視というか確認という形で、多分、上へ上がって下りてきたら1日仕事になるんだろうと思ってました。

先ほど地元委員の言いますように工事もう進んでまして、保安林指定ということになりますので、非農地という申請が出ておりました。それでいいというか、いいと思いますので、よろしく願います。

議長：説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第 75 号の 1 番から 9 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号 10 番、関宮の件について、担当農業委員の説明を求めます。2 番、山根農業委員。

山根委員： 2 番、山根です。場所的には 29 ページの航空写真があります。これが関宮の大体中心部ぐらいのところです。

それで、31 ページをお願いしたいと思います。ここの写真の上段のやつで赤い枠があります。ここが大体 16 平米になってまして、ここだけが農地で残っていたみたいです。家のほうはもうずっと昔、50 年もとなってますけど、始末書にはもう少し前からちょっと留守にしていたように思われました。そこで今回、ずっと空き家でして、ちょっと売買というのが空き家のほうにありまして、それを調べたときにこの一角、見た目がちょっと草が生えて畑っぽいんですけど、ほかのところはもう宅地になってます。この赤い枠だけが何か農地でずっと残ってまして、それで今回売買ということで確認しましたらそういうところでありまして、ここを非農地にして家全体の売買ということになるかと思しますので、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。1 番、秋山農業委員。

秋山委員： 1 番、秋山です。よろしく願いします。今、担当農業委員のほうから説明があったとおりであります。これに関しましては、宅地とそれから畑との境が少し分かりにくいような写真ですし、実際に現場を見ましたけども、ほとんど分からない、隅っこのほうだけということでしたし。もうそれで宅地としても 20 年以上前からそこはずっと宅地の一部扱いでずっときた状況にありました。草もずっと繁茂しており、ここ一部だけが畑だったってということもなかなか今回地目変更するまで分からなかったということで、今さらどうにも農地としてやることもできないような土地であります。始末書の提出、それから 20 年以上の経過があります。現状地目に合わせた宅地のほうに変更することが妥当ではないかと思われまして。以上です。よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第 75 号の 10 番を採決をいたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号 11 番、関宮の件について、担当農業委員の説明を求めます。2 番、山根農業委員。

山根委員： 先ほど言いました山根です。場所的には先ほどの非農地のとこと、そうですね、歩いて 4、50 メートルのほん近くです。写真で見てもらったら一番よく分かる、36 ページ、37 ページ、38 ページですけども。507 というところ、これがお寺の一部の釣鐘堂の下で手すりの向こうなんです。始末書にも書いてありますように、ここはもうずっと前から課税上では宅地で、何ももう全然つくってないというか、つくれないような状態のところなんです。それと、次の 532 番の 1 ですけども、ここは写真では結構平面的には見えるんですけども、上にすごい反り立ってるというかありまして、過去からもう墓地になってまして、これではちょっと上のほうにかすかに墓が写っているのと、それから上の写真が墓になつとる、それこそ何年前か、ずっともう墓地でやってた状態なんです。それと次のページの 547 番なんですけども、これも写真見てもらったら分かると思うんですけど、上の写真の三角、赤枠のところがそうなんですけども、前に梅の木やったかな、この梅の木の足元の手前ぐらいからが 547 番地で、もうススキとか生えてまして、こういう状態です。ここはお寺の敷地なんですけども、お寺が昔から農地を持ってないということで、ずっと個人名になってました。何ていうのか個人的なあれなんですけど、住職が亡くなって、申請者のお母さんというの、もう亡くなってるんですけども、お寺に過去に農地だったところを寄附するという形で今回こういった申請になりましたので、よろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。4 番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4 番、寺尾稔です。担当農業委員の説明、詳しく説明していただきましたので特にございませんが、36 ページ、37 ページの写真を見ていただいたら、ここは特に農地っていうような感じではありませんでしたし、38 ページの部分

につきましても、写真以上に荒れてるような状態でございまして、とても農地というようなことには言えないような感じでございました。特に問題ないと思われまますので、御審議よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第 75 号の 11 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 76 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 40 ページを御覧ください。議案第 76 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号 1 番、養父市大屋町加保の土地 1 筆、大屋町大屋市場の土地 1 筆、合計 2 筆、合計面積は 448 平方メートルです。申請人は養父市大屋町大屋市場の方で、現郵便局舎の老朽化に伴う移転により、郵便局舎の新築及び露天駐車場を建設することが転用の目的です。関連ページは 41 ページから 49 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域外にある農地です。養父市役所大屋地域局から 300 メートル以内に位置しているため、第 3 種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用について同意書や融資証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第 4 条第 6 項に該当しませんで、許可相当と考えられます。以上です。



議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。今事務局のほうからも説明がございましたように、今現在あります郵便局が大屋のちょっと上のほうにあるんですけども、大変狭いところにありまして、駐車場につきましてもほとんどないような状況の郵便局でございます。今回ここに新しく郵便局を建てて、便利に利用するというところでございます。場所につきましては、大屋の西谷方面に地域局のほうに行きますと信号が1つございます。加保のほうに行く信号と大屋市場に入るところの道がございまして、そのちょうど十字路の地域局側の場所でございます。

ページを見ていただきますと、46ページを見ていただきたいと思います。黒塗りで潰してあるところが今回郵便局を建てるところでございまして、その左側には県道大屋波賀線ということで、この下側に地域局なんかがございますし、上にありますのが市道で大屋市場の町の中に入るところでございまして、左側のところには信号があるところでございます。それで、今回建てられるのは平家ということの郵便局でございますので、後ろの設計図のどこ見ていただいたらいいと思いますし、46ページの駐車場の、車のマークがついてますけれども、そちらのほうから入って行くというような設計でございまして、今車とか描いてあるところにつきましては昔、公民館といいますか建物が建っております、今は駐車場として一般の方等が止められているところでございますし、これの所有者といたしましても今回建てられる方の所有物ということでございます。

それで、今回申請を出されてるのは684-1ということですし、ちょうど真ん中ぐらいにずどんと、今駐車場にしているところこの建物の間に水路がございまして、その水路につきましては、左側の歩道がありますけど、県道のほうの、ここに付け替えをするということで調査しましたけれども、付け替えすることによって問題があるというようなことがございませんでしたので、確認をいたしました。

以上で説明のほうは終わりますけれども、郵便局ということで許可、問題ないんじゃないかと考えました。以上でございます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。3番、藤原農業委員。

藤原委員： 3番、藤原です。今朝ほど調査、いろいろとありがとうございました。今、現地農業委員の方の説明と市のほうの説明がありましたとおり、丁寧に説明していただきましてありがとうございます。私が何も言うこともないんですけども、この水路の付け替えについても農会その他の関係の同意書もちゃん

と取られておりますし、問題はないように思いますので、許可のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第 76 号の 1 番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 50 ページを御覧ください。議案第 77 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号 1 番、養父市十二所の土地 1 筆、面積は 320 平方メートルです。譲渡し人は豊岡市日高町の方、譲受人は養父市三宅の方です。申請地内に一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、取得する権利は所有権です。関連ページは 51 ページから 60 ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

この件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号 1 番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が 10 ヘクタール未満のため、第 2 種農地に該当します。一般基準においては、資力、信用について融資証明や同意書にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員の説明を求めます。13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。よろしくお願ひします。52 ページを御覧ください。十二所一区において、住宅開発が多く進められている地域になります。養父中学校のすぐ近くにありまして、緑色に色分けされてるところが対象農地となります。この農地自体が既に道路と隣の土木関連の会社の土地に挟まれておりまして、周辺の農地、水路等に影響はないと思われまゝす。市内の賃貸の団地に住まわれてる方が新たに戸建て住宅を構えて、新しく家を建てられるということではないかと思ひますので、慎重審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。1 番、秋山農業委員。

秋山委員： 1 番、秋山です。今担当の農業委員さんがほとんどのことを言つてしまわれまゝしたので、こちらから言うことはほとんどございませぬ。養父中学校から約 200 メートルほど西に向かつてところにある申請地になるわけございませぬ。今現在は非常に草が繁茂しておつて、現況畑とは思へない状況になっております。当然ながら宅地にさせていただいたほうがいいような状況に見えまゝした。なお、先ほども担当委員がおつしやいましたとおひ、住居が連たんするかなり住宅地に近いところに今度の新居が建つということ、農業上にも水利上にもほとんど問題がないように思われまゝす。そういうことで問題のない案件かと思ひますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませぬか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第 77 号の 1 番を採決いたしませぬ。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①、農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農地法施行規則第 53 条第 1 項第 14 号の規定による届出についてを事務局より説明を求めます。

事務局： 61 ページを御覧ください。報告①、農地法第 5 条第 1 項のただし書き、農

地法施行規則第 53 条第 14 号の規定による届出についてです。

届出番号 1 番、養父市八鹿町下小田の土地 1 筆、面積は 851 平方メートルのうち 4.50 平方メートルです。借受人は東京都世田谷区の株式会社、貸付人は養父市八鹿町下小田の方です。届出の目的は、携帯電話基地局の設置です。

場所につきましては、63 ページを御覧ください。ページ下段に走っておりますのが国道 312 号線、こちらから八鹿町伊佐方面に抜ける道の橋の手前、緑で囲っているところが申請の場所となっております。

こちらの詳細につきましては、65 ページを御覧ください。こちらに拡大した図面を載せております。右側から上側に走っておりますのが大きな道になります。こちらから左の細いのが圃場に下りる道となっております。この道沿いから圃場にかけてのところに既に消雪ポンプ、既存設備などがある並びのところに、3メートル掛ける 1.5 メートル、4.5 平方メートルの敷地に建てるような形になっております。

続きまして、66 ページを御覧ください。色が赤色で見にくいんですけども、こちらが設置予定のアンテナとなっております。高さが 14.77 メートルという大きなものになっております。こちらのアンテナが先ほどの 4.5 平方メートルの中に設置されることとなっております。

また、次のページ、67 ページに現場の写真と今後設置されたときの予定写真ということで記載しておりますので、このような形のアンテナが建つというふうな計画になっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 68 ページを御覧ください。報告②、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。農地法 3 条の 3 第 1 項の規定により、相続等の届出がありましたので、報告いたします。

届出番号 1 番、養父市尾崎の土地 7 筆、合計面積は 2,288 平方メートルです。届出人は養父市尾崎の方です。令和 3 年 2 月 13 日に相続により所有権を取得されております。被相続人につきましては、備考欄に記載している方でございます。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なしと認め、この件の報告を終わります。  
以上で第23回農業委員会総会を閉会いたします。

13番 圓山 1番 秋山

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 谷垣 重雄

署名委員 圓山 満

署名委員 秋山 博